科学技術イノベーションによる地域社会課題解決（DESIGN-i）FAQ　（2019年５月30日更新）

No.	項目	質問内容	回答
1	Ⅱ　申請主体等について	申請主体として、 ・地方公共団体A ・地方公共団体等が設立・運営に深く関与する一般社団法人（公益性あり）B ・地方公共団体等が設立・運営に深く関与する任意団体（公益性あり）C の3者を検討している。 以下、申請主体と補助対象機関の考え方について質問する。 【申請主体】 ①AとCの2者での申請は可能か。 ②A、B、Cの3者での申請は可能か。 ③AとBの2者で申請は可能か。 【補助対象機関】 ④Cは補助対象機関となるか。 ⑤Cを含む任意団体職員や営利企業人材、学生がリージョナルデザインチームの一員となった場合、その人物への人件費、交通費などを本事業の補助対象経費とすることは可能か。	申請主体及び補助対象機関の考え方について、いただいた①～⑤の質問についてお答えします。 ①任意団体は、法律が定めた法人格を有していないことから、任意団体が申請主体にはなれません。 ②①にありますように、任意団体は申請主体にはなれませんので、A、B、Cの3者で申請することはできません。 ③ＡとＢによる申請は可能です。 ④①にありますように、任意団体は、法律が定めた法人格を有していないことから、補助対象機関にはなれません。 ⑤本補助金の「人件費」の定義は、「雇用契約等を締結し事業を従事する者に、その労働の対価として支払うもの（社会保険料等事業主負担分を含む）」となっていることから、これに該当する者であれば、人件費として計上することは可能です。また、旅費については、公募要領に定める内容や取組を実施するために支出される経費であれば可能です。

No.	項目	質問内容	回答
2	Ⅱ　申請主体等について	本事業で、当研究所（国立研究開発法人）はリージョナルデザインチームの一員としての参画を検討している。当研究所は申請代表者とはならないが、その場合「補助対象者」となるのか。あるいは国からの直接的な資金の受け取りはなく、リージョナルデザインチームとしてジョイントベンチャーのようなものを組み、資金を受け取るような形になるか。	公募要領P2にありますように、補助対象機関には、大学等が該当します。ここでいう「大学等」とは、「国公私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、公的研究機関（独立行政法人、国立研究開発法人、地方独立行政法人等）、または地方公共団体等が設立・運営に深く関与する法人であって、公益性の認められるもの」を指します。したがって、国立研究開発法人も補助対象機関となります。
3	Ⅱ　申請主体等について	本事業は、「地域の特徴や強みを活用し、多様なステークホルダーの連携による科学技術イノベーションを通じた地域社会の変革につながる取組を推進」とあり、そのためには「地方公共団体の役割が非常に大きい」とある。 このことから、本事業の申請主体として、第一に、地方公共団体が入ることが前提となっていることが伺え、実際にマストとなっている。一方、大学も「組織として事業運営を支援する場合」には連名として出すことができる、とある。本大学も本事業の1プレーヤーであるが、「組織として事業運営を支援」する主体として、積極的に本事業に関与するつもりである。しかし、その場合、申請主体に本学を記載すると、本学縛りの印象が強くなり、本事業が採択された場合、本学のシーズだけで解決しようとしているのではないかと疑われることを懸念している。申請主体に大学を入れることに問題はないか。 （大学が申請主体となることをもって審査にマイナスの影響がでることはないか懸念しての質問）	「リージョナルデザインチーム」が中核となり、「未来ビジョン」の実現に向けた仮説の構築と検証を繰り返しながら、実証・実装段階へとつなげていくという本事業の趣旨が達成できる提案内容かどうかを審査の際に判断することとなり、申請主体をもって判断するわけではありません。

No.	項目	質問内容	回答
4	Ⅲ　支援対象内容について	公募要領のP4の支援対象内容について、「４．仮説の構築・検証」で、 「『仮説の構築・検証』とは、課題解決の手段として適切と考えられる研究シーズとそれを持つ研究者等をマッチング（仮説の構築）を行った上で、当該研究シーズの妥当性、実現可能性を実験室 レベルでの試験研究を通じて検証すること」 と定義されているが、研究シーズが人文社会科学的、あるいは超学際的なものである場合には「実験室レベルでの試験研究」自体が実社会における社会調査・社会実験となることが想定される。そのような場合には「実験室レベル」という言葉の指すところは、どのように言い換えができ、どういった状態を指しているのか。	公募要領P21のとおり、今年度はフィジビリティスタディとして行う「仮説の構築・検証」までを対象としており、「実験室レベルでの試験研究」とは、社会課題の解決手段として有望と考えられる技術が適用、かつ有効となる可能性を有するかどうかを確認することを指しております。したがって、技術の適用・有効可能性を検証するために必要な社会調査・社会実験については、「仮説の構築・検証」に含まれると考えます。
5	Ⅲ　支援対象内容について	地方公共団体より賛同を頂いている研究会活動の中長期計画の一部として本支援事業により、設計、試作、設備備品購入のみで申請を提出することは可能か。（試作品の技術評価は来年度になるため、本年度予算では技術評価結果は得られない。）	本事業は「リージョナルデザインチーム」が中心となって、地域の特徴を踏まえ、将来目指したい地域の姿としての「未来ビジョン」を設定し、当該ビジョンの達成に向け、障壁となっている課題を設定、その課題解決に向けた仮説の構築・検証を行うことを目的としています。したがって、「未来ビジョン」や課題を検討する予定がない場合は、本事業の対象ではないと考えられることから、別の事業の活用等を検討してください。本事業は、研究や社会実証・実装だけの取組は対象としておりません。

No.	項目	質問内容	回答
6	Ⅲ　支援対象内容について	2020年3月までの本事業内容は、実証の手前の段階までと理解しているが、2020年3月以降の実証段階への継続支援は、前提となっているのか、それとも、基本的には2020年3月までの支援という意味合いなのか。 来年度の予算はまだ確定していない段階かと思うが、前提はどちらと考えたらよいか。	本事業の支援期間は、交付決定の日から2020年３月31日までです。ただし、予算の状況によっては、1年間にとどまらない継続的な支援へと発展する場合があります。
7	Ⅲ　支援対象内容について	当機構では、昨年、多様なステークホルダーを巻き込み、10年後のあるべき姿を策定したところである。今年度以降は、さらにこれを深堀りし、実現に向けて「チームを構築」し、「課題の設定」「仮説の構築・検証」「仮説の実証・実装」「新たな課題への対応」等の実施していくこととしている。このように、「未来ビジョン」づくりについてはすでに着手した状況となっているが、本補助金に申請することは可能か。	既存の「未来ビジョン」がすでにある上で、これを深掘り、また実現すための「チームを構築」し、「課題の設定」、「仮説の構築・検証」、「仮説の実証・実装」、「新たな課題への対応」等の実施していくということであれば本事業に申請することは可能です。なお、その際、公募要領P7の「Ⅳ．申請内容及び提出書類」の「１．申請内容」で、「『未来ビジョン』の設定方法」を記載いただくよう求めていること、また、公募要領P9.の「Ⅶ．審査方法・審査の観点」の「２．審査の観点」で、「『未来ビジョン』の設定のプロセス等について総合的に判断する」としていることに鑑み、提出書類に、既存の「未来ビジョン」がどのようなプロセスを経て設定されたものであるか説明してください。（御参考：「よくあるご質問FAQ(2019年5月15日更新)」No.5）
8	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	補助対象者を大学とすることを想定しているが、提出書類の「様式1-3（補助対象者）」の「担当者所属・役職・氏名」について、これは、 (1）リージョナルデザインチームの活動で活用されるシーズを有する教授（実際に活動する研究者であり、窓口代表者）を記載 (2）大学の外部資金関係の事務を行う部署の担当者を記載 (1)と(2)どちらになるのか。	「様式1-3（補助対象者）」の「担当者」には、大学の外部資金関係の事務を行う部署の担当者を記載してください。

No.	項目	質問内容	回答
9	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	提出書類の様式3について、消耗品と設備備品費の金額の境界はあるのか。また、消耗品は、税込み何円以下になるのか。	設備備品費とは、資産として取り扱うもの（＝資産登録がなされるもの）を取得、製造又は効用を増加させるための経費であり、消耗品費とは、物品などの購入に要する経費で、設備備品費に該当しないものを指します。設備備品費に計上すべきか、消耗品費に計上すべきかは、補助対象機関の規程によります。
10	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	公募要領P7の申請内容について、（３）実施計画の 「②技術課題に対応する研究シーズの探索・選定方法（想定される技術課題と対応する研究シーズがある場合は、併せてそれらも記載してください。その際には、それらを選定した背景や経緯についても簡単に記載してください。）」 は、今回のプロジェクトを実施するにあたっての地域側の技術的な課題の解決に役立つ既存の国内外の大学や機関の研究テーマの探索・選定をどのように行うかを記載するという理解でよいか。	その通りです。
11	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	公募要領P7の申請内容について、（４）他府省庁との連携の 「②『SDGｓとの連携』」については、どういった状況を「連携」と定義すべきか。また、リストから選択した項目がなぜ・どのように申請事業と連携しているのかを申請書中で説明することは必要か。	本事業で取り組もうとしている内容がSDGsのどのゴールに関連するか、（あるいは近しいか）という点から、関連ゴールの番号と目標を記載してください。 選んだSDGsのゴールと取組内容がどのような関係性にあるのかについて記載することは必須ではありません。もし、説明する必要性があると判断される場合には、提出書類に記載いただくことは差し支えありません。

No.	項目	質問内容	回答
12	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	公募要領P7の申請内容について、（１）事業推進体制の「①想定する「リージョナルデザインチーム」の構成及び位置づけ」の「位置づけ」とはどのような意味か。申請主体とチームとの関係性を記載するようなことか。	「リージョナルデザインチーム」の運営基盤が申請主体（地方公共団体、大学等）にどのように位置づけられるのかについて記載してください。
13	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	申請主体の自治体の職員が統括プランナーとなることができるか。	「統括プランナー」の役職やバックグランドは不問です。「統括プランナー」は、本事業における取組全体をマネジメントするとともに、地域内外の多様なステークホルダーを巻き込んだ上で、熱意をもって、地域を引っ張っていくことのできる方であることが求められます。
14	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	申請主体は、 ・複数の自治体 ・複数の大学 の合計４団体程度を予定している。 こうした複数の団体での申請の場合であっても、代表団体等を決める必要はないという理解でよいか。 その場合、申請後の連絡は、申請団体にそれぞれ直接連絡がいくという理解でよいか。	複数機関による申請の場合でも、代表団体を決める必要はありません。なお、申請後の連絡については、その内容によって当方からどちらにご連絡するかについての対応が異なるものと想定されます。つきましては、その都度、個別に当方よりご連絡差し上げます。

No.	項目	質問内容	回答
15	Ⅳ 申請内容及び提出書類について	申請予定の統括プランナーが、現段階では地方公共団体での経験が1年しかない。その場合、経歴として前職の経験などがメインになるが役割への適性などに関連するものであればよろしいか。	「統括プランナー」の役職やバックグランドは不問です。これまでの経歴が、「統括プランナー」として、本事業における取組全体をマネジメントするとともに、地域内外の多様なステークホルダーを巻き込んだ上で、熱意をもって、地域を引っ張っていくことかできるかどうかについて、関連づけながら説明していただければ差し支えありません。
16	Ⅳ 申請内容及び提出書類について	本市は、過疎先進地であり課題先進地であるため、地域資源の維持のためにも『関係人口』を重視した未来ビジョンの設定をしようと思っているが、あらかじめそのような特定の分野を想定した申請でよろしいか。	「未来ビジョン」は、地域の特色や置かれている現状、地域ニーズ等を踏まえた上で、将来目指したい地域の姿として設定していただくことになります。したがって、地域の特徴等を踏まえたものであれば、分野は問いません。なお、申請時には「未来ビジョン」そのものについて記載いただく必要はなく、むしろ、当該ビジョンをどのように設定するのか、といったプロセスや方法論について記載いただくことを求めています。
17	Ⅳ 申請内容及び提出書類について	ビジョンや課題は、リージョナルデザインチームが事業採択後に設定することになっている。一方で、審査の観点の中に「概ね10年後に当該地域が享受することを期待する価値や恩恵が想定されているかなど、取組内容やゴールが適切に設定されているか」がある。「10年後に当該地域が享受することを期待する価値や恩恵」は本事業の中で設定したビジョンや課題が設定されてはじめて記載できるものではないかと考えており、したがって、ビジョンと課題なしに「10年後に当該地域が享受することを期待する価値や恩恵」を記載することは難しく、またそれらは根拠が乏しく説得力に欠けるものにならざるを得ないように思われる。 この「取組内容」と「ゴール設定」はビジョンや課題ではない「何に」対するものなのか。	本事業の活用を通じて、「どのような価値や恩恵の享受を見据えているからこそ、どのような取組を行っていきたいと考えているのか」といったような構想全体のストーリーが分かるように、大まかな内容で構いませんので記載してください。

No.	項目	質問内容	回答
18	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	本事業は、採択後にビジョンや課題をリージョナルデザインチームが設定するとある。一方で、申請書には、地域の強みやニーズを記載する必要がある。ニーズや地域の強みを書くと、審査の際に、ビジョンや課題がすでに設定されている、といったマイナスの評価をされるのではないかと懸念している。 本事業における、「ニーズ」、「地域の特徴」、「取組内容とゴール」のこれらがどのようにビジョンや課題設定と関係するのか。	本事業では、地域のポテンシャルを生かした目指すべき将来像である「未来ビジョン」の実現に向けて、科学技術イノベーションを活用した課題解決を推進することを目的としています。したがって、申請時にどのような地域の「特徴」を認識しているかについて記載していただくこととしております。 なお、「未来ビジョン」については、既存のものを活用していただく場合もあり得ます。その場合はどのようなプロセスを経て設定されたものであるか説明してください）。 （御参考：「よくあるご質問FAQ(2019年5月15日更新)」No.5）
19	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	申請書は、採択され次年度以降も支援されることを前提で書きたいと思っているが、次年度以降支援されないと分かった場合は、（大幅な）計画変更もありうるが、それで問題ないか。	交付決定後の変更は認められます。ただし、変更の内容によっては、変更承認申請書をご提出いただく場合がありますので、個別にご相談いただくこととなります。
20	Ⅳ　申請内容及び提出書類について	「公募に向けた事業説明会資料」の29に「取り組もうとしているテーマ・内容に、どのように科学技術イノベーションが生かされるのか記載してください」とあるが、ここでいう「テーマ・内容」はどの程度具体的な記述が必要なのか。 「どのように生かされるか」という点は、本事業を実施する過程において（補助期間中に）ビジョンや課題を設定する中で、設定されていくものと捉えているが、この点どのように考えるか。	本事業は、ニーズプル型の科学技術振興政策として、地域コミュニティによる科学技術イノベーションを活用した自律的な社会課題解決に向けたサイクルを回すことを促進していくことを目的としております。したがって、申請段階で考えている取組内容が、科学技術イノベーションの活用を意識したものとなっているかが分かるように、大まかな内容で構いませんので記載してください（粒度について問いません）。

No.	項目	質問内容	回答
21	Ⅶ　審査方法・審査の観点	公募要領P7の「１．申請内容（４）他府省庁との連携」について、当該項目は、様式２－２で記載することになっているが、様式２－１でも記載する必要はあるか。 また、どのSDGｓのゴール等に該当するかは、申請者の主観によって変わってくるものである。このSDGsとの関連性については、関連しているものがあるかだけを確認するのか（つまり申請要件を満たしているのかどうかの判定だけとして使用）、それとも関連しているものがいくつあるのかを量的に算定し評価するものなのか、どちらか。	「（４）他府省庁との連携」については、様式２－２に記載してください。 なお、審査基準・項目等の審査に直接影響するようなご質問にはお答えしかねます。
22	Ⅶ　審査方法・審査の観点	ヒアリングの日程は、７月５日で確定か。また、ヒアリングに進むかどうかの採否の連絡はいつ頃を予定しているのか。 ヒアリングにあたっては、どのような資料（ページ数はどれくらい）で行う予定で、事前提出資料の〆切はいつ頃を予定しているのか。	ヒアリングの日程は７月５日を予定しております。ヒアリング対象の採否については、６月下旬を予定しております。公募要領P8にありますように、ヒアリング審査用のプレゼンテーション資料（Microsoft Power Point）として、審査委員から事前にヒアリング対象地域に対して、質問が提示されますので、その提示された質問に対する回答を中心に資料を作成いただきます。その他詳細事項については、6月下旬目途にご連絡いたします。
23	Ｘ　申請方法	申請方法は締め切り６月７日１２時までに、メールでの申請は可能か。その場合、宅ファイル便など大容量メールの送付は可能か。また、提出先は公募要領に記載の問い合わせ先と同じという理解でよいか。	メールでの申請は可能です。公募要領P14の問い合わせ先にあります、「region-design-i@mext.go.jp」までご提出ください。なお、電子データの容量が大きいなどの理由によりメールでの提出が困難な場合には、問い合わせ先（03-6734-4168）までご連絡ください。こちらからどのように対応すべきかお電話にてご指示いたします。